

**横浜市総合リハビリテーションセンター
及び福祉機器支援センター
指定管理者申請要項**

令和8年7月

横浜市健康福祉局障害自立支援課

1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの質の向上を図ることを目的として、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により導入されました。当該改正により、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及び NPO 法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

このたび、令和 9 年 4 月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、横浜市総合リハビリテーションセンターは極めて高度の専門性を要し、将来（当該指定期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれるため、指定管理期間を 5 年間とし、事業者は非公募により選定します。

2 申請の概要

(1) 対象施設

- ア 横浜市総合リハビリテーションセンター（以下「リハセンター」という。）
- イ 横浜市中山福祉機器支援センター（以下「支援センター」という。）
- ウ 横浜市反町福祉機器支援センター（ 同 ）
- エ 横浜市泥亀福祉機器支援センター（ 同 ）

※アからエの 4 施設を総称して「センター」という。

※ 4 施設の管理運営を一括して行います。

※各施設の詳細については別冊「業務の基準」を参照してください。

(2) 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(3) 指定管理者の非公募による選定（「5 申請及び選定に関する事項」参照）

横浜市は、「横浜市総合リハビリテーションセンターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき、市長が定めた社会福祉法人から申請書等を提出させることにより非公募で行い、横浜市総合リハビリテーションセンター条例（以下「条例」という。）第 12 条第 1 項に基づき設置される「横浜市総合リハビリテーションセンター指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、センターの設置目的を達成することができると認められる場合、申請者を指定管理者の候補者に選定します。

その後、市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

健康福祉局障害自立支援課

電話： 045 (671) 3891 Fax： 045 (671) 3566

E-mail： kf-riha@city.yokohama.lg.jp

3 指定管理者が行う業務

条例第 6 条に規定する事業の実施に関すること。

（詳細は、以下を参照してください。）

4 施設の概要

(1) 施設の設置目的

リハセンターは、心身に障害のある者及びその疑いのある者（以下「障害者等」といいます。）に対し、専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うために設置された施設です。（条例第1条第1項）

また、支援センターは、前記リハビリテーションを身近な地域で行うための拠点として設置された施設です。

(2) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために、次のことを実施します。詳細については、別冊「業務の基準」を参照してください。

ア 実施事業

- (ア) 障害者等に対する医学的、心理学的、社会的及び職能的な相談、評価、指導及び訓練
- (イ) 障害者等に対する治療（リハセンターに限ります。）
- (ウ) 補装具の製作又は修理
- (エ) 関係諸機関との連絡調整
- (オ) その他(ア)～(エ)に準ずる事業

イ 管理運営施設

前項の各事業を行うため、センターに次の施設が置かれています。

指定管理者は、前記（１）の設置目的を達成するため、各施設を個々別々に管理運営するのではなく、各施設の機能を効果的に連携させ、利用者に最適なりハビリテーションサービス及び相談、診療、指導等を提供するものとします。

- (ア) 障害者総合支援法に定める障害者支援施設
- (イ) 障害者総合支援法に定める就労移行支援及びこれに準ずる支援を提供する就労支援施設
- (ウ) 身体障害者福祉法に定める補装具製作施設
- (エ) 医療法に定める診療所
- (オ) 高次脳機能障害者支援法に定める高次脳機能障害者支援センター
- (カ) 児童福祉法に定める児童発達支援センター
- (キ) 児童福祉法に定める児童発達支援センター（難聴）
- (ク) 児童福祉法に定める児童発達支援事業所
- (ケ) 児童福祉法に定める児童発達支援事業所（難聴）

(3) 建物及び設備の維持保全及び管理に関する業務

センターの建物並びに設備及び備品については、その状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行います。

他施設との共用部分及び共用する設備についても、入居施設で取り交わす覚書等に従い建物・設備の維持保全及び管理を行います。

ア 建物及び設備の維持保全並びに管理

指定管理者は、別に横浜市が定める方式に則り、建物及び設備の各種点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検並びに巡回及び確認等）を実施し、施設を適切に利用可能かどうかを把握します。建物及び設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに横浜市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

また、建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、建築局が指摘する優先的に行うべき修繕等については、横浜市と指定管理者が協議し速やかに対応を行います。

イ 施設の管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行います。

(4) 自主事業の実施

申請要項等に定めのある事業（指定管理事業）の他に、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の魅力向上、利用促進、利用者サービスの向上等を目的に、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができます。詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

また、自主事業等にかかるテキスト代・保険料等の実費相当額を参加者から徴収することができます。これら実費収入は、指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

(5) 職員配置及び経費等（施設運営体制）

ア 職員配置

法定施設において法令その他の定めにより職員の配置基準が定められているもの、別冊「業務の基準」により職員の配置基準が定められているものは、当該配置基準に基づき、施設の運営に支障をきたすことがないよう、適切な職種及び職員数による配置を行います。

それ以外の施設については、職員配置数の指定は行いません。

ただし、障害者等への対応に精通した者を必要人数確保するとともに、職員の勤務体制をセンターの運営に支障がないようにすることが必要です。

なお、職員のうち1名を管理運営責任者に定めることとし、障害者福祉施設として、障害者の雇用に積極的に努めてください。

イ 指定管理料

センターの運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、申請の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。なお、指定管理料は次の金額を上限として提案してください。

令和9年度	2,312,409千円
-------	-------------

令和 10 年度	2,328,045 千円
令和 11 年度	2,343,681 千円
令和 12 年度	2,359,317 千円
令和 13 年度	2,374,953 千円

センターでは、利用料金制度を導入しており指定管理者は利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができますが、指定管理料の額は、協定で定める利用料金目標設定額を差し引いた額となります。

利用料金は医療法に基づく診療所収入、障害者総合支援法に基づく生活介護事業に係る介護給付費収入、特定費用収入、生活訓練事業に係る訓練等給付費収入、特定費用収入等で、条例第9条の規定によります。

指定管理料の預金利息、実習生等の受入に伴う謝金、横浜市が認めた自主事業や目的外使用に伴う収入等は指定管理者の収入とします。詳細は協定で定めます。

指定管理者としての業務に関する経費及び収入は、法人自体の口座とは別の口座で管理し、会計上も区分して経理を行うこととします。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む。）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本申請要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。指定管理料減額の基準及び手続き等については、協定で定めます。

ウ 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、リスク分担に基づき、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。

このため、収支計画書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

エ 物価変動への対応

物価の変動に伴う経費の増加については、リスク分担に基づき、横浜市が定める指標を用いて見直し額を算出し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます。詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

オ 修繕等

建物、設備及び備品等の機能維持に必要な修繕等について、1件あたり100万円未満のものについては、年間上限金額を指定管理料の範囲内とし、指定管理者の負担により実施することとします。1件あたり100万円を超える修繕については、横浜市と別途協議するものとします。

(6) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
物価変動	物価の変動に伴う経費の増加 ※1	○			
	社会情勢の著しい変化による急激な物価上昇等、施設の収支計画に多大な影響を与えるもの			○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加 ※2	○			
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む。）率等の変更			○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
組織再編行為等	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために市に発生する費用		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの			○	
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	それ以外のもの (上段：1件当たり、下段：年間合計)				100万円 ※3
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○	
申請要項等	申請要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力※4	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	

※1 物価変動への対応：消費者物価指数（生鮮食品を除く総合・横浜市）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。

※2 賃金水準変動への対応：神奈川県最低賃金額又は民間給与実態調査（横浜市人事委員会事務局公表）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。

※3 施設等の損傷及び修繕における指定管理者の年間上限金額は、指定管理料の範囲内とする。

※4 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ

(7) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

＜主な関連法令＞

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和 62 年 3 月条例第 16 号）
- (ロ) 横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則（昭和 62 年 5 月規則第 73 号）
- (エ) 横浜市総合リハビリテーションセンター通園療育事業実施要綱
- (オ) 障害者基本法（昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号）
- (カ) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- (キ) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）
- (ク) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月条例第 60 号）
- (ケ) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- (コ) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- (サ) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）
- (シ) 障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）
- (ス) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）
- (セ) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
- (ソ) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月条例第 64 号）
- (タ) 地域療育センター通園施設の利用手続等に関する要綱
- (チ) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- (ツ) 障害者虐待防止法（平成 23 年 6 月 4 日法律第 79 号）
- (テ) 障害者優先調達推進法（平成 24 年 6 月 27 日法律第 50 号）
- (ト) 障害者差別解消法（平成 25 年法律第 65 号）
- (ナ) 高次脳機能障害者支援法（令和 7 年法律第 96 号）
- (ニ) 社会福祉法人会計基準（平成 23 年 7 月 27 日社援発 0727 第 1 号）
- (ヌ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (ネ) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月条例第 38 号）
- (ノ) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (ハ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (ヒ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (フ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、

地球温暖化対策の推進に関する法律等)

- (ハ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

イ 業務の基準・評価について

- (ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定期間内における継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

- (イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

- (ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

センターの指定管理者は、選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、受審時期は、指定期間の 3 年目を原則とし、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出及び報告等を求められたときは、これに応じる必要があります。

- (エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

- (ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月 28 日条例第 38 号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、従事者に対して必要な研修を行うとともに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に積極的に参加するものとします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちに必要な措置を講じるとともに、横浜市へ遅滞なく報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は 1 億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現にセンターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性があるため、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

センターは、現段階では横浜市防災計画等にあらかじめ震災時における用途を特定せず柔軟に活用する補完施設としての位置づけがあるため、指定管理者はその開設及び運営等に協力していただきます。このため、別途横浜市と「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結のうえ、本市の「指定管理者災害対応の手引き」にしたがい、あらかじめ必要な体制整備等を行う必要があります。

(カ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(シ) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、指定管理者が自主事業として設置する場合、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

なお、センターの一部について、横浜市は指定管理者以外の者に行政財産の目的外使用許可を行う場合があります。（食堂や売店部分など）

横浜市に対する行政財産目的外使用許可申請、使用料の納付、当該物件の常用及び管理責任は目的外使用許可を受けた者（以下、本項目において「使用者」という。）にありますが、これらの施設を含むセンター全体の一義的管理責任者は指定管理者となります。したがって、これらの施設の管理については、使用者の意見を尊重しながら、指定管理者が責任をもって対応する義務があります。

(ス) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月条例第 51 号)により、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(セ) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、横浜市中小企業振興基本条例（平成 22 年 3 月条例第 9 号）により、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があるため、これに協力してください。

(ソ) 障害者の雇用の促進等に関する法律への対応

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律の基本的理念を踏まえ、障害者雇用の

促進に努めるものとします。

なお、横浜市は取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の指定管理者における障害者雇用の状況について調査を実施する場合があるため、これに協力してください。

(タ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体について、財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出する必要があります。

(チ) ウェブサイトについて

a 掲載すべき情報

指定管理者がセンターのウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) センターの事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(ツ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、「障害者差別解消の推進に関する取組指針」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に、障害者差別解消の推進に取り組むとともに合理的配慮の提供を行うこととします。

(テ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ト) その他

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。

5 申請及び選定に関する事項

(1) 申請スケジュール

ア 申請要項の配布・公表	令和8年7月1日（水）から令和8年7月24日（金）まで
イ 申請要項等に関する質問受付	令和8年7月1日（水）から令和8年7月13日（月）まで
ウ 質問への回答	令和8年7月16日（木）頃（予定）
エ 申請書類の受付期限	

(ア) 下記書類…令和8年7月17日（金）まで

- ・指定申請書（様式1）
- ・役員等氏名一覧表（様式6）及び様式のエクセルファイルデータ（CD-R）
- ・欠格事項に該当しない宣誓書（様式7）
- ・納税証明書 その3の3
- ・横浜市税の納税状況調査の同意書（様式8）

- ・（該当する場合には）法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式 9）

(イ) (ア) 以外の書類…令和 8 年 7 月 24 日（金）まで

カ 審査・選定（面接審査実施）	令和 8 年 9 月 3 日（木）
キ 選定結果の通知・公表	令和 8 年 9 月上旬（予定）
ク 指定管理者の指定	令和 8 年 12 月下旬（予定）
ケ 指定管理者との協定締結	令和 9 年 2 月上旬（予定）

(2) 申請手続について

ア 申請団体決定のお知らせ

選定は、市長が定めた社会福祉法人から申請書等を提出させることにより、非公募方式で実施するとともに、その旨を健康福祉局のホームページに掲載します。

イ 申請書類の公表

(ア) 配布期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 7 月 24 日（金）まで
（土、日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

(イ) 配布場所

健康福祉局障害自立支援課

次のウェブページからもダウンロードできます。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/yokorihafukushikiki.html>

ウ 申請要項等に関する質問の受付

申請要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 7 月 13 日（月）午後 5 時まで

(イ) 受付方法

FAX 又は E-Mail で「質問書」（別紙 2）を健康福祉局障害自立支援課にお送りください。電話でのお問合せには応じかねますので御了承願います。

エ 質問への回答

令和 8 年 7 月 16 日（木）（予定）に、次のウェブページで回答を公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/yokorihafukushikiki.html>

オ 申請書類の受付

(ア) 申請書類 : 「5 (4) 申請書類の提出について」を参照

(イ) 受付期限 : 5 (1) エ (ア) … 令和 8 年 7 月 17 日（金）まで
5 (1) エ (イ) … 令和 8 年 7 月 24 日（金）まで

(ウ) 受付方法

健康福祉局障害自立支援課まで持参いただくか、記録が残る送付方法（簡易書留等）で御提出ください（受付期間内必着）。

(エ) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 健康福祉局障害自立支援課 宛

(3) 審査及び選定の手続について

ア 審査方法

審査は、申請者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人の出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、申請者に後日お知らせします。

イ 選定評価委員会（敬称略、50音順）（予定）

氏 名	所 属 等
磯崎 仁太郎	横浜市南部地域療育センター所長
内嶋 順一	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター担当理事
杉山 肇	神奈川県総合リハビリテーションセンター 神奈川リハビリテーション病院病院長
須山 優江	公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会理事長
森 佳代子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 横浜障害児を守る連絡協議会会長
吉本 直美	日本公認会計士協会神奈川県会

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 選定基準項目について

選定基準項目は、巻末に添付した表のとおりです。指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計 1,360 点満点の 70%以上、かつそのうち事業計画に係る評価項目の合計 1,075 点満点の 75%以上）を満たすことが必要です。申請内容が選定評価委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、申請者に申請内容の補正又は再提出を求める場合があります。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

※「本市重要施策を踏まえた申請団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成、提出します。提出された申出書の記載内容及び添付資料を施設所管課において確認の上、加点項目を判定します。

オ 選定結果の通知及び申請書類の公表

選定結果は、申請者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、健康福祉局のウェブページへの掲載等により公表します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/yokorihafukushikiki.html>

なお、指定候補者の申請書類については、原則として、指定議案の議決後に公表します。

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和 8 年 12 月下旬予定）

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 申請書類提出について

次の申請書類をアから順に並べ、ページ数及びインデックスを付け、正本 1 部、副本 10 部を提出してください。用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4 サイズに統一してください。正本はファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにしてください。副本のうち 9 部はファイルに綴じ、1 部についてはファイルやステープラー等で留めず、インデックスもつけずにクリップ留めにしてください。

ア 指定申請書（様式 1）

イ 事業計画書（様式 2）

ウ 指定管理料提案書及び収支計画書、収支内訳書（様式 3）※¹

エ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式 賃－1）

オ 組織計画図及び職員配置計画書（様式 4）

カ 団体の概要（様式 5）

キ 役員等氏名一覧表（様式 6）及び様式のエクセルファイルデータ（CD-R）

ク 欠格事項に該当しない宣誓書（様式 7）

ケ 定款、規約その他これらに類する書類

コ 履歴事項全部証明書※²（法人のみ。申請書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの。）

サ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

シ 直近 3 か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これら

に類する書類

ス 納税証明書 その3の3※^{2, 3}（申請要項の配布開始日以降に発行されたもの。）

セ 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式8）※³

申請時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。

ソ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類※⁴

労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

タ 健康保険の加入を確認できる書類※⁴

年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類※⁴

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

テ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

ト 評価基準加点項目に係る申出書（様式14）及び障害者雇用計算表（様式14-2）

加点項目「本市重要施策を踏まえた申請団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成し、該当項目に係る必要書類を添付の上、提出してください。

障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が2.50%を超えていることを確認するため、様式14に加えて障害者雇用計算表（様式14-2）に必要事項を記入の上、提出してください。

※1 本部経費を計上する場合は、本部経費に含まれる費用科目をその他の業務欄に記載してください。科目が多岐に渡りその他の業務欄内への記載が難しい場合は、科目名一覧が記載された別紙を添付してください。

※2 同一の区局が所管する複数の施設の選定に申請する場合には、任意の一つの施設への申請書類として原本を添付し、他の申請書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は〇〇施設の申請書類（令和●年●月●日に●区局●●課に提出）として添付」と明記してください。

※3 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式9）」を提出してください。

※4 各種社会保険への加入の必要がないため、ソ、タ及びチの提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式10）を提出してください。

【注意事項】

- ・その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(5) 資格要件及び欠格事項について

ア 資格要件

条例第6条第2項の規定に基づき、「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で、横浜市の障害者等に関する施策の方針を理解し、障害者等に対する専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うもの」とします。

具体的には、健康福祉局長が定めた団体が、次の（ア）から（オ）までの要件をすべて満たす団体であることとします。

- （ア） 医療法に基づく診療所又は病院の運営を現に行っていること。
- （イ） 社会福祉法に基づく障害児及び障害者を対象とした社会福祉施設の運営を現に行っていること。
- （ウ） 横浜市の障害者等に関する施策の方針を理解していること。
- （エ） 障害者等に対する専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことができること。
- （オ） 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人であること。

イ 欠格事項

次に該当する団体は、申請することができません。

- （ア） 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- （イ） 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続を行っていないこと
- （ウ） 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- （エ） 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること
- （オ） 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- （カ） 選定評価委員が、申請しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
- （キ） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出された「役員等氏名一覧表（様式6）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

- （ク） 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施

について労働基準監督署に報告済みでないこと

(ケ) センターの法定施設の運営に必要な資格を有していないこと。

ウ 申請要項の承諾

申請者は、申請書類の提出をもって、本申請要項の記載内容を承諾したものとみなします。

エ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件申請について直接・間接を問わず接触を禁じます。

オ 重複申請の禁止

同一案件に対して、複数案の申請に参画することはできません。

また、共同事業体として参加することも認められません。

カ 申請内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

キ 団体職員以外による、次の行為の禁止

申請にあたって、申請団体の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

(ア) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(イ) 選定評価委員会の面接審査への出席

コ 申請者の失格

申請者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) エからキまでの禁止事項に該当するなど、本申請要項に定める手続を遵守しない場合

(イ) 申請書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

サ 申請書類の取扱い

申請書類は理由を問わず返却しません。

シ 申請書類の開示

指定管理者及び指定候補者の申請書類については、「個人情報保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ス 申請の取下げ

正当な理由がある場合に限り、申請書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 11）」を提出してください。

セ 費用負担

申請に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ソ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する申請書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、必要に応じて仮協定を締結します。その後、横浜市の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定期間満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 開業準備

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

指定候補者は、提出済みの指定申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたときは、関係書類を添えて直ちに横浜市へ届け出るものとします。

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、センターに係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。また、市会の議決が得られないことにより、施設の管理運営開始が延期となった場合の損害についても、補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本申請要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われなるとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。

横浜市総合リハビリテーションセンター及び福祉機器支援センター選定基準一覧

審 査 項 目		配点
【評価方法】 ・5段階評価とする。 ・評価の観点を満たしている場合は「3」とする。 ・「3」を基準にし、さらに優れている場合はその度合いに応じ加点(最高「5」)し、劣っている場合は減点(最低「1」)する。		
1 法人の状況について		45
(1) 財務状況	財務状況は良好か。	10
	法人税等の滞納はないか。	
(2) 職員育成	人権に関する研修を実施しているか。	20
	専門性の向上のための研修を実施しているか。	
	人材育成等その他の研修を実施しているか。	
(3) 監査結果等	職員の定着のための取組を実施しているか。また、その取組の効果が得られているか。	15
	重大な指摘事項や是正を怠っている事項はないか。	
	業務・財務に関する監査体制は適切か。	
障害者雇用の取組状況は良好か。		
2 事業計画について		1075
(1) 全体計画		520
① センターの役割に対する理解	障害者施策に関する今日的課題についての認識は適切か。	50
	センターの役割についての認識は適切か。	
② センター運営の基本的考え方	センターの公的施設・中核施設としての役割に対する認識は適切か。	75
	指定管理者として果たす役割についての認識は適切か。	
	利用者、家族、地域、関係機関に対し、広報・普及啓発等の活動を行っているか。	
③ 総合性(※)及び専門性とその確保 ※「総合性」とは、医学的、心理的、社会的、職業的等、各専門領域別のリハビリテーションを総合的に行うこと	総合性、専門性についての認識は適切か。	75
	各部門が有機的に連携し、各専門領域別のリハビリテーションを総合的に行っているか。	
	専門性の確保の考え方、方策は適切か。	
④ 課題の把握及び重点的取組み	課題の把握は適切か。	100
	課題に基づく重点的取組の内容は適切か。	
	取組みに向けた方策や課題の検討は適切か。	
	取組みにあたって効果的・効率的な運営に対する認識は適切か。	
	取組みは実行性があり、期待の持てるものであるか。	
⑤ 職員配置計画	組織は適切かつ効率的か。	80
	施設運営及び建物、設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。	
	各種ハラスメント（パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等）防止の対策を講じるなど、良好な労働環境の確保に努めているか。	
	研修計画・職員育成の考え方は適切か。	
⑥ サービスの向上のための取組み	施設情報の公開についての考え方、方策は適切か。	100
	利用者の意見や要望を反映し、サービスの改善に結びつけるための考え方、方策は適切か。また、意見や要望に対する回答や公表は適切か。	
	事故調査や防止対策等を検討するための委員会の設置等、施設の運営について点検し評価するための考え方、方策は適切か。	
	施設運営の透明性の確保についての考え方、方策は適切か。	
⑦ 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた施設運営	個人情報（要配慮個人情報を含む）保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ヨコハマプラス3(ごみ)計画、人権尊重、男女共同参画推進、市中小企業振興基本条例など、横浜市の重要施策を踏まえた取組となっているか。	40

横浜市総合リハビリテーションセンター及び福祉機器支援センター選定基準一覧

審 査 項 目		配点
【評価方法】 ・ 5段階評価とする。 ・ 評価の観点を満たしている場合は「3」とする。 ・ 「3」を基準にし、さらに優れている場合はその度合いに応じ加点(最高「5」)し、劣っている場合は減点(最低「1」)する。		
(2) 個別計画		400
① 障害者支援施設の運営	当該事業に関する基本的な考え方は適切か。	25
	具体的な事業計画の内容は適切か。	
	職員配置の内容は適正か。	
	当該事業の実績に基づいた課題整理は適切か。	
	計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。	
② 就労支援施設の運営	当該事業に関する基本的な考え方は適切か。	25
	具体的な事業計画の内容は適切か。	
	職員配置の内容は適正か。	
	当該事業の実績に基づいた課題整理は適切か。	
	計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。	
③ 補装具製作施設の運営	当該事業に関する基本的な考え方は適切か。	25
	具体的な事業計画の内容は適切か。	
	職員配置の内容は適正か。	
	当該事業の実績に基づいた課題整理は適切か。	
	計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。	
④ 診療所の運営（障害児関係）	当該事業に関する基本的な考え方は適切か。	25
	具体的な事業計画の内容は適切か。	
	職員配置の内容は適正か。	
	当該事業の実績に基づいた課題整理は適切か。	
	計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。	
⑤ 診療所の運営（障害者関係）	当該事業に関する基本的な考え方は適切か。	25
	具体的な事業計画の内容は適切か。	
	職員配置の内容は適正か。	
	当該事業の実績に基づいた課題整理は適切か。	
	計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。	
⑥ 相談業務	当該事業に関する基本的な考え方は適切か。	25
	具体的な事業計画の内容は適切か。	
	職員配置の内容は適正か。	
	当該事業の実績に基づいた課題整理は適切か。	
	計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。	
⑦ 地域サービス業務	当該事業に関する基本的な考え方は適切か。	25
	具体的な事業計画の内容は適切か。	
	職員配置の内容は適正か。	
	当該事業の実績に基づいた課題整理は適切か。	
	計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。	
⑧ 企画開発研究業務	当該事業に関する基本的な考え方は適切か。	25
	具体的な事業計画の内容は適切か。	
	職員配置の内容は適正か。	
	当該事業の実績に基づいた課題整理は適切か。	
	計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。	

横浜市総合リハビリテーションセンター及び福祉機器支援センター選定基準一覧

審 査 項 目			配点
【評価方法】 ・5段階評価とする。 ・評価の観点を満たしている場合は「3」とする。 ・「3」を基準にし、さらに優れている場合はその度合いに応じ加点(最高「5」)し、劣っている場合は減点(最低「1」)する。			
	⑨ 職能評価開発業務	当該事業に関する基本的な考え方は適切か。	25
		具体的な事業計画の内容は適切か。	
		職員配置の内容は適正か。	
		当該事業の実績に基づいた課題整理は適切か。	
		計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。	
	⑩ 児童発達支援センターの運営	当該事業に関する基本的な考え方は適切か。	25
		具体的な事業計画の内容は適切か。	
		職員配置の内容は適正か。	
		当該事業の実績に基づいた課題整理は適切か。	
		計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。	
	⑪ 児童発達支援センター（難聴）の運営	当該事業に関する基本的な考え方は適切か。	25
		具体的な事業計画の内容は適切か。	
		職員配置の内容は適正か。	
		当該事業の実績に基づいた課題整理は適切か。	
		計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。	
	⑫ 児童発達支援事業所の運営	当該事業に関する基本的な考え方は適切か。	25
		具体的な事業計画の内容は適切か。	
		職員配置の内容は適正か。	
		当該事業の実績に基づいた課題整理は適切か。	
		計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。	
⑬ 児童発達支援事業所（難聴）の運営	当該事業に関する基本的な考え方は適切か。	25	
	具体的な事業計画の内容は適切か。		
	職員配置の内容は適正か。		
	当該事業の実績に基づいた課題整理は適切か。		
	計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。		
⑭ 初期支援（一次支援）	当該事業に関する基本的な考え方は適切か。	25	
	具体的な事業計画の内容は適切か。		
	職員配置の内容は適正か。		
	当該事業の実績に基づいた課題整理は適切か。		
	計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。		
⑮ 福祉機器支援センターの運営	当該事業に関する基本的な考え方は適切か。	25	
	具体的な事業計画の内容は適切か。		
	職員配置の内容は適正か。		
	当該事業の実績に基づいた課題整理は適切か。		
	計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。		
⑯ 自主事業について	センターの事業として適切な内容か。	25	
	利用者等のニーズを踏まえたものであるか。		
	具体的な事業計画の内容は適切か。		
	職員配置の内容は適正か。		
	収支計画は適切か。		

横浜市総合リハビリテーションセンター及び福祉機器支援センター選定基準一覧

審 査 項 目		配点
【評価方法】 ・ 5段階評価とする。 ・ 評価の観点を満たしている場合は「3」とする。 ・ 「3」を基準にし、さらに優れている場合はその度合いに応じ加点(最高「5」)し、劣っている場合は減点(最低「1」)する。		
(3) 施設の管理運営		155
① 建物及び設備の維持保全並びに管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（建物・設備の点検など）計画となっているか。	25
② 修繕等への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な修繕費予算が確保され、発生した修繕に対し迅速に対応できる計画となっているか。	50
	建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	
③ 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応	事件・事故の防止体制が適切か。	40
	事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	
④ 防災に対する取組	横浜市防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。	40
	日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	
3 収支計画について		240
(1) 支出に関する計画	支出の見込みは実行性があり、適切か。	30
(2) 収入に関する計画	収入の見込みは実行性があり、適切か。	30
(3) 人件費について	人件費の積算は適当か。	30
(4) 事務事業費等について	事務事業費の積算は適当、かつ、むだがないか。	30
(5) 利用料金等収入増への取組	利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的か。	30
(6) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	30
	効率性だけでなく、人件費や施設修繕費、利用者サービス向上につながる経費などの必要な項目に適切に充てられているか。	30
(7) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。	30
計		1,360
4 加減点項目		20
(1) 本市重要施策を踏まえた申請団体の取組状況	障害者雇用率が法定雇用率を超える団体	15
	ワークライフバランス及び男女共同参画の推進 ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定 ・ 次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定	5
計		20

(担当)

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課

電 話 0 4 5 (6 7 1) 3 8 9 1

F A X 0 4 5 (6 7 1) 3 5 6 6